

秋田市ツキノワグマ捕獲報奨金取扱実施の流れ

ツキノワグマの個体数減少を図り、市街地へのツキノワグマの出没を未然に防止するため、令和7年度の狩猟期間中にツキノワグマを捕獲した狩猟者に対し報奨金を交付する。

1 報奨金の金額

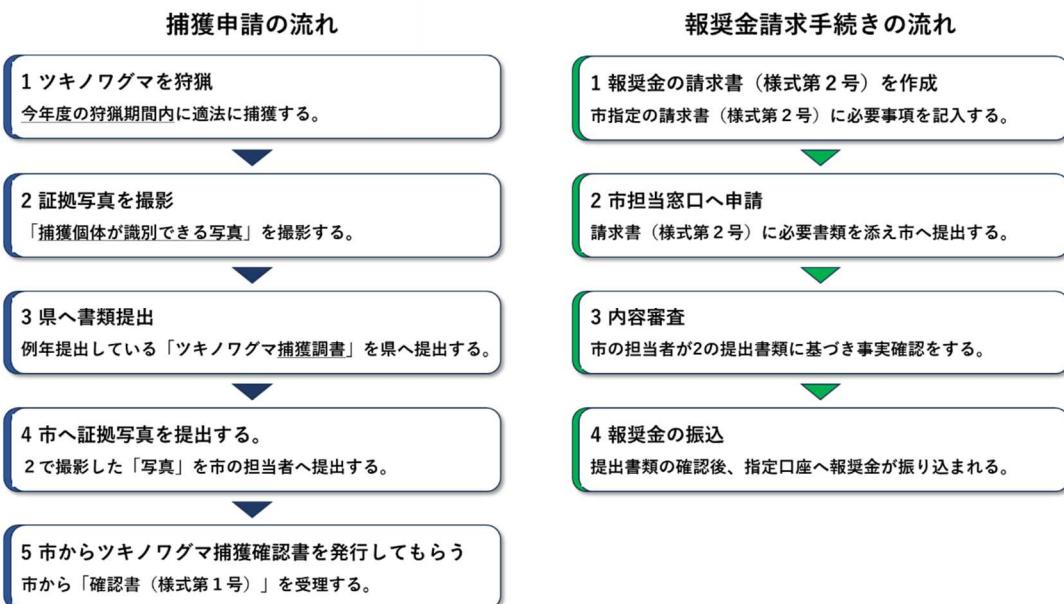
秋田市内で捕獲したツキノワグマ1頭あたり10,000円（上限100頭）

2 交付対象者

- ・秋田県へ狩猟の届け出をしている者
- ・令和7年11月1日から令和8年2月15日の狩猟期間中に秋田市内でツキノワグマを狩猟した者
- ・捕獲個体について、県へ「ツキノワグマ捕獲調書」を提出し受領されており、市の確認を受けた者

3 報奨金請求の流れ

【手続きのイメージ】



【写真のイメージ】



4 支払い

捕獲確認書の交付を受けた狩猟者は確認書（様式第1号）に加え、請求書（様式第2号）および個体を識別できる写真、狩猟者登録証の写しを添えて市農地森林整備課に提出する。